

改正育児・介護休業法等説明会 を開催します

平成29年1月1日、改正育児・介護休業法と改正男女雇用機会均等法が施行されます。



主な改正点

- ・介護休業の分割取得が可能
 - ・介護のための所定外労働の免除の新設
 - ・介護休暇・子の看護休暇の半日単位の取得が可能
 - ・有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件を緩和
 - ・妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為を防止するための措置を義務付け
- など

これら多数の改正点について、就業規則や労使協定の見直しが必要です。

説明会では、改正内容の解説に加え、今後必要な対応について説明します。

【日時】 平成28年11月7日(月) 11月8日(火)
午前の部 10:00~11:45 午後の部 14:00~15:45

【場所】 横浜第2合同庁舎 1F (共用第1会議室)
横浜市中区北仲通5-57

【内容】

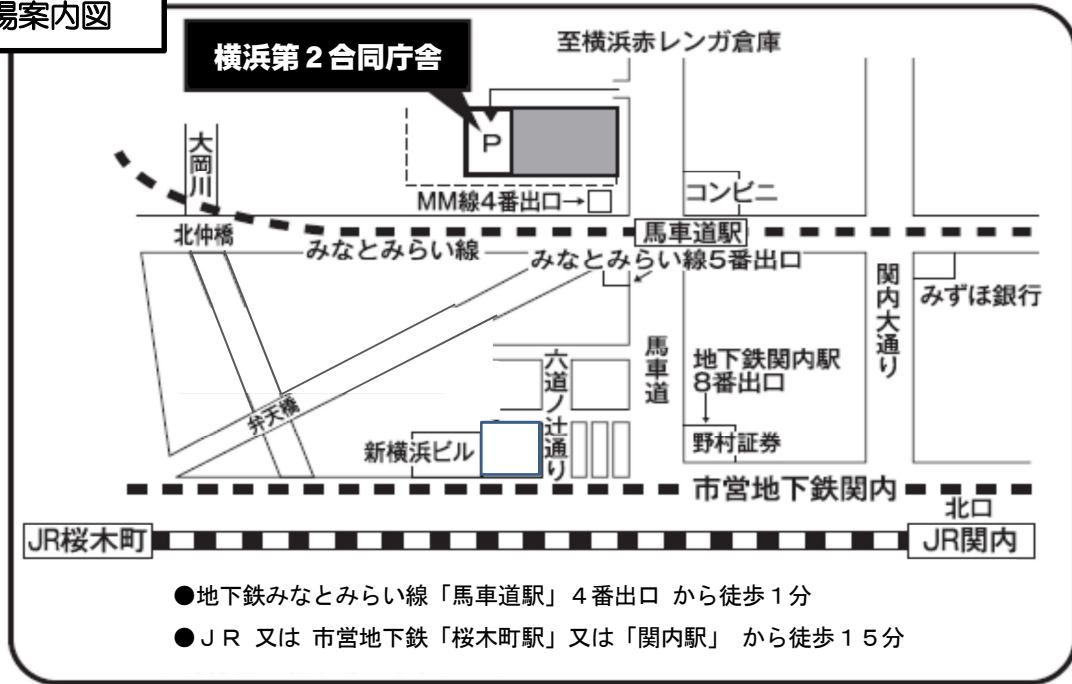
- ・改正内容について
- ・改正内容を踏まえた規定整備
- ・妊娠等に関するハラスメント防止対策

【問合せ先】

神奈川県労働局雇用環境・均等部指導課 ☎045-211-7380

➡ 参加申込みは、裏面の「参加申込書」によりお願いします。

会場案内図



参加申込みについて

参加申込書に御記入の上、FAXにより神奈川労働局雇用環境・均等部指導課へお申し込みください。

FAX 045-211-7381

申込期限：平成28年10月31日（月）

※定員（100名）になり次第締切となります。定員に達した後にお申込みいただいた方には、雇用均等室より電話連絡を差し上げます。連絡のなかった方はそのまま御参加いただけます。なお、定員に達した場合は神奈川県内の事業主等の御参加を優先しますので、御了承願います。

改正育児・介護休業法等説明会 参加申込書

参加希望回	①11/7（月） 午前 午後	②11/8（火） 午前 午後
事業所名		
所在地	〒	
電話・FAX	電話 FAX	
役職・氏名 （2名まで）		
質問事項	※当日の説明内容について、御質問がありましたら御記入ください。	

※当日は、本申込書を御持参ください。

～御記入いただいた個人情報は、本説明会に係る連絡のみに使用し、厳密に管理します～